明治学院大学『国際学研究』第 49 号，51－69，2016 年 3 月

【研究ノート】

OECD 諸国における財政分権化の特徴と傾向：指標化によるアプローチ

岩　村　英　之*

【概　要】

財政の分権化が地方政府の財政規律に及ぼす効果について近年多くの実証研究があるが，分権化の数値化について明確な合意はない。本稿は，最もよく採用される支出シェア―地方政府による支出が一般政府の支出に占める割合―が決定権を伴わない支出責任の委譲を拾い上げ，支出の分権化を的確に捉えられないことを示す。そして，収入面を考慮することで，決定権の委譲を取り込んだ新たな指標を提示する。さらに，この指標を用いた OECD 諸国の比較により，以下を明らかにする。(1) 支出シェアで見て中間層にいる国々には，決定権の委譲が進んでいる国とそうでない国とが混在する。(2) 支出の分権化を進める手段として税源の移譲と補助金の拡充があり，補完的に用いられている。(3) 一方で，支出の分権化が高度に進んでいる国では，決定の自律性は税源の移譲に支えられており，補助金の貢献は無視し得る。

1. はじめに

財政の分権化が地方政府の財政規律にどう作用するかについては，Tiebout（1956）以来多くの議論がある。Tiebout（1956）は，公共財を供給する権利を複数の政府に分割することで，独占的な中央政府には作用しなかった競争原理によって効率化が進み，財政パフォーマンスは改善すると論じる。Brennan and Buchanan（1980）は，強大な徴税能力を持つ中央政府は過剰に市場介入する傾向があり，限定的な徴税能力しか持たない地方政府へと権限を移すことで過剰な介入を抑制し，政府部門を効率的なレベルまで縮小できるとする。また，McKinnon（1997）は，財政の意思決定を自前の中央銀行を持たない地方政府へと移管することで，貨幣ファイナンスを期待した財政支出が抑制され，財政収支は改善すると論じている。これらは，いずれも財政の分権化が財政規律を改善する方向に作用する可能性を示唆するものである。

一方で，Rodden 他（2004）による事例研究は，地方政府が中央/連邦政府による事後的救済を期待して，過大な支出を行う可能性があることを示唆している。地方政府間の競争も，地方政府が事後的な救済を期待するならば，少ない税金と充実した地方公共財供給の組み合わせへと走る誘因を与えてしまう。また，De Mello（2000）は，生産要素の移動性によって限られた徴税能力しか持たない地方政府はその収入を revenue-sharing に依存するようになり，典型的な共有資源問題に直面してかえって支出を増やそうとする可能性を指摘している。

このように，理論的には財政の分権化は地方政府の財政規律に正負両方の効果を持ち得るため，最終的な効果は実証的な問題とされてきた。そこで，1990 年代後半以降，多くの研究者が財政の分権化と財政規律の関係を統計的に検証している(1)。このとき，研究者が最初に直面する問題は，財政の分権化をどう数値化するかである。これまで最も多く採用されているものが，地方政府による支出が一般政府支出に占める割合，いわゆる「支出シェア」である(2)。すなわち，一般政府支出に占

める地方政府の比率が高いほど，政府部門における地方政府の重要性が高まっていると考えるのである。

しかし，Ebel and Yilmatz（2003）や Stegarescu（2005）が指摘するように，支出シェアは財政の分権化を表す指標として多くの問題を有している。最も本質的な問題は，それが必ずしも地方政府への意思決定の委譲を反映していないというものであろう。たとえ地方政府の支出が増えたとしても，そのほとんどは中央/連邦政府の意思決定によるものであり，地方政府の支出の増加は単なる会計上の変化に過ぎない可能性も十分考えられる。このとき，実質的には分権化は進んでいないが，支出シェアは上昇してしまう。

本稿は，支出シェアが抱える問題点を明らかにし，これを克服すべく改良を施した新たな指標―支出の分権化指標―を提示する。そして，この指標を用いて国際間比較を行い，支出の分権化の現状や特徴，傾向を明らかにする。

これ以降の本稿の展開は以下の通りである。第 2 節では，支出シェアと収入シェア（一般政府の収入に占める地方政府の収入の比率）の比較を通じて，両者の動きが大きく異なることを見る。これは，地方政府の支出が収入権限を伴わない部分をかなり含むことを意味する。このことは，第 1 に，支出シェアが分権化を過大評価する可能性を示唆する。なぜなら，十分な収入を持たない地方政府は中央/連邦政府や市場からの借入に頼らざるを得ず，たとえ支出が多くとも自律的な意思決定の余地は多くないと考えられるためである。支出シェアと収入シェアとの乖離は，第 2 に，支出シェアが地方政府の予算不足と相関を持つことを意味する。このため，支出の分権化の財政規律への影響を支出シェアによって推定しようとするとき，予算不足の影響がノイズとして含まれてしまう。こうした 2 つの問題から，支出シェアが支出の分権化を測る指標として最善の選択ではないことを論じる。

第 3 節では，収入面の自律性こそが支出決定における自律性の前提となるという仮定のもと，収入における分権化に注目する。一方で，従来の収入シェアもまた，必ずしも地方政府の裁量の及ぶ収入のみをとらえていないという問題を有する。しかし，税収については「自律性」を基準とした OECD（1999）による詳細な分類データがあるため，地方政府の自律的な意思決定に基づく税収とそうでないものとをある程度区別することが可能である。そこで，これを利用して，Stegarescu（2005）にならって税の分権化指標（地方政府の自律的な税収が一般政府税収に占める割合）を計算し，収入面の分権化をより的確にとらえることを試みる。そして，これを従来の支出シェアと比較することで，支出シェアと自律的な支出の動きが一部の国で大幅に乖離することを確認する。

第 4 節では，支出面の分権化をより的確に捉えるために，税の分権化指標にいくつかの改良を施し，新たな支出の分権化指標を提示する。具体的には，支出の自律的な決定を支持する収入源として，自律的な税収に加えて一部の補助金が含まれる可能性を議論する。この指標と支出シェアおよび税の分権化指標とを比較することで，3 者が大きく異なった動きを見せることを確認する。さらに，この指標に基づいて，各国における支出の分権化の現状や分権化を推進する手法の特徴を議論する。

最後に，第 5 節で全体の議論を要約し，本稿で計算する様々な指標によって明らかになったことをまとめる。

なお，邦語文献では，中央政府あるいは連邦政府の下に位置する政府を「地方政府」と総称することもあるが，本稿ではこれ以降一貫して Sub-Central Government（SCG）と呼ぶことにする。これは，連邦国家と中央集権国家を同時に扱う際の曖昧さを避けるためである。すなわち，連邦国家においては，Federal Government の下に State Government（州政府）と Local Government（地方政府）を持つことが一般的である。したがって，「地方政府」という言葉を用いると，それが中央/連邦政府の下の全ての政府を指すのか，連邦国家における Local Government のみを指すのか曖昧に

なってしまう。

また，これに相当する適当な日本語が存在しないため，英語の略称である SCG をそのまま用いることとする。

2. 支出シェアと支出の分権化

財政の分権化を表す指標として最も一般的に用いられてきたのが，一般政府の支出総額に占める SCG の支出の比率である。政府部門による支出が公共財供給の規模を表していると考えれば，一般政府の支出に対する SCG 支出のシェアは，一国全体の公共財供給において SCG が担う部分の割合と解釈できる。そして，分権化の進んだ国ほど，公共財供給の多くを SCG が担うと考えられる。したがって，SCG の支出シェアを分権化の指標とすることには，一定の妥当性があると言えよう。

一方で，支出シェアを分権化指標として用いることには多くの問題が存在することも指摘されている。第 1 に，SCG の支出には，SCG 自身の意思決定によるものに加えて，中央/連邦政府によって決められた支出も含まれる。しかし，分権化の観点から重要なのは中央/連邦政府から SCG への決定権の委譲であり，単なる中央/連邦政府の代理人的な支出が増えることは，本質的には分権化の進展とは言えない。したがって，支出シェアは実質的な支出の分権化を過大評価してしまう可能性がある。

第 2 に，Baskaran（2010）が指摘するように，中央/連邦政府から SCG への支出の委譲は，SCG の政治的なパワーがそれほど強くない場合には，徴税権など収入源は委譲されないことが多い。このように SCG が責任を持つ公共財の範囲が増える一方で，収入を増やす手段が与えられないならば，当然ながら SCG の財政収支には負の影響が及ぶと考えられる。こうした状況で，支出シェアで測った分権化が財政パフォーマンスに及ぼす効果を推定しようとすると，SCG の自律的意思決定権の増加だけでなく，単なる予算不足の効果も同時に推定することになる。したがって，仮に自律的意思決定の増加が財政収支を黒字化する効果を持つ場合には，支出シェアを用いた推定は分権化のプラスの効果を過小に推定することになる。反対に，自律的意思決定の増加が財政赤字を悪化させる場合には，分権化のマイナスの効果を過大に推定することになろう。

図表 1 は，一般政府の活動に占める SCG の割合を，支出面と収入面についてプロットしたものである[(3)]。全体としては，支出における SCG の比率の高い国ほど収入における比率も高くなる傾向が

図表1　支出シェアと収入シェア（2011）

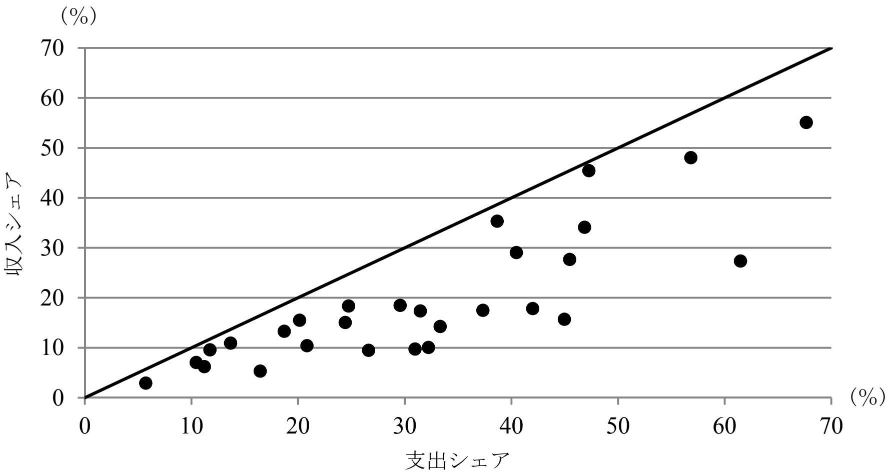

出典：OECD Fiscal Decentralization Database，Table 5およびTable 7より筆者作成。

図表 2　SCG の財政における支出と収入の乖離（2011）

支出シェア（%）	＜16	＜48	＜64	＝＜64
支出シェアー収入シェア（%）	3.3	11.1	16.2	18.5
支出シェア/収入シェア	1.552	1.892	2.036	1.554

あると言える。一方で，全てのデータが 45 度線より下に位置していることからわかるように，支出において SCG のシェアが高い国であっても，収入におけるシェアは十分には高くない。少数の例外を除けば，ほとんどの国において収入シェアは支出シェアを相当程度下回っている。

支出シェアが収入シェアを上回る程度は，支出の分権化とともに拡大するか，縮小するか，あるいは一定であろうか。言い換えれば，支出責任の委譲に比して収入源の委譲は遅れる傾向があるのか。この点を確認するため，支出シェアの平均（32%）と標準偏差（16%）を基準に全体を 4 つのグループに分け，それぞれのグループについて支出シェアと収入シェアの差の平均を計算してみた（**図表 2** 第 2 列）。これによると，支出シェアの大きなグループほど支出シェアが収入シェアを上回る程度が拡大することがわかる。

一方で，支出シェアの小さな国と大きな国とでは，差の意味も異なってくるであろう。そこで，支出シェアと収入シェアの比率も計算している（**図表 2** 第 3 行）。収入権限の何倍の支出責任を負っているかをみようというのが，計算の意図である。これによると，第 3 グループまでは支出と収入の乖離が拡大していくが，第 4 グループになって縮小している。すなわち，あるレベルまでは支出責任に対する収入源不足が拡大するが，一定のレベルを超えると収入源不足は緩和されると見ることもできる。ただし，第 4 グループに属するサンプルが 3 ヵ国しかないため，収入シェアの高い 2 つの国（カナダ，スイス）に平均値が引っ張られる傾向が強く，この結果の解釈には留意が必要であろう。

いずれにせよ，少なくとも支出責任の委譲が相当程度進むまでは収入権限の委譲は十分に伴わず，両者の差が拡大していく傾向があることは見て取ることができる。これは，支出シェアが，SCG と中央/連邦政府間の意思決定の比重の変化だけでなく，SCG の予算不足をもとらえてしまうことを意味する。したがって，支出シェアの財政パフォーマンスへの影響をみるときには，分権化の影響に加えて予算不足の影響が含まれていることに留意しなければならない。すなわち，たとえ支出の決定権の SCG への委譲が財政規律に対してプラスの効果を持つとしても，予算不足の効果が財政収支にマイナスに働いて，支出シェアの効果はトータルでマイナスにさえなってしまう可能性もある。反対に，支出の分権化が財政収支を悪化させる場合には，予算不足の効果も加えた支出シェアの効果は，分権化の効果を上回ってしまう。いずれにせよ，支出シェアを用いた分析は，支出の分権化の効果を適切に推定できなくなるのである。

以上より，分権化の指標として従来用いられてきた SCG の支出シェアは，（1）SCG の自律的な意思決定を過大に反映し，（2）SCG の予算不足と強い相関を持つという問題点を有する。したがって，支出シェアを用いた分権化の効果の分析は誤った結論を導く危険性を伴う。これらの問題を克服するには，支出の分権化の度合いを数値化するうえで SCG の収入面を考慮する必要がある。次節でこの点を詳しく論ずる。

3. 収入面からのアプローチ（1）：税の分権化指標

前節で見たように，支出面の分権化を数値化する際には，SCG の自律的な意思決定による支出と中央/連邦政府によって決められた支出（代理人的

支出）とを区別することが重要である。そして，一般政府の支出における SCG の自律的支出の比率こそが，支出の分権化を測る妥当な数値である。

ところで，SCG の支出における自律的な部分とそうでない部分とを区別することは，技術的には容易ではない。IMF の *Government Finance Statistics* はもっとも多くの国をカバーするデータベースであるが，SCG の支出を自律性を基準として分類していない。現状では，SCG の自律的意思決定に基づく支出を直接的に特定するデータは，国際比較が可能な形では提供されていない(4)。

そこで，間接的なアプローチとして，SCG の収入面に着目する方法がある。すなわち，SCG の支出はなんらかの方法によってファイナンスされなければならない。そこで，支出責任の範囲に比して SCG の収入が不十分であれば，不足分を借入によって調達せざるを得ず，その使途について自律的な決定を制限されると考えられる。したがって，一般政府の収入のうちどの程度が SCG に還元されるか，いわば収入サイドの分権化こそが，支出決定の自律性を強く制約しているというのである。この考え方に基づけば，やや逆説的ではあるが，支出シェアではなく収入シェアのほうが支出の分権化を的確に捉えているということになる。実際，**図表 1** で見た通り支出シェアと収入シェアはかなり違った動きを見せており，どちらを用いるかは分析の結果に重要な違いをもたらすだろう。

しかし，従来の計算方法による収入シェアもまた，支出の分権化の代理変数としては重大な欠点を有する。すなわち，SCG の収入源にはたとえば中央/連邦政府からの補助金のように自律的に調整できないものもある。そして，SCG による裁量の及ばない収入は，SCG の支出決定の自律性には寄与しないだろう。たとえ収入シェアが高くとも，SCG の収入の大半が補助金であるような場合には，支出の分権化が進んでいると言うことはできない。

ひとつの解決策は，補助金収入を除外し，一般政府収入に占める地方税収のみの比率を計算することである。すなわち，地方税は SCG が徴収するものであり，SCG が相当程度の裁量権を持つと考えられる。したがって，SCG が支出を拡大しようとするとき，既存の地方税の税率あるいは課税ベースを調整することで支出の増分をファイナンスできるだろう。

しかし，Ebel and Yilmatz（2003）や Stegarescu（2005）が指摘するように，SCG の収入を地方税収に限定したとしても，必ずしも自律的収入を正確にとらえられない。第 1 に，全ての地方税について，その税率と課税ベースの決定権を SCG が有しているわけではない。極端なケースでは，税収が全て SCG に還元されるような税であっても，税率・課税ベースは中央/連邦政府に決定されてしまうこともある。このようなタイプの地方税を SCG の自律的収入に分類するのは無理があろう。

第 2 に，SCG の収入には，税率・課税ベースを SCG が決めることのできる地方税からの収入に加えて，共有税（shared tax）からの収入がある。そして，共有税収入における SCG の取り分の決定については，SCG が主体的に関わることができるものと中央/連邦政府の裁量にゆだねられるものとがある。後者の場合，SCG が自律的に調整する余地はない。しかし，国によっては共有税による収入を「地方税収」に分類しているため，地方税収の中には自律的でない部分も含まれることになる。

OECD（1999）はこれらの点を考慮し，OECD 加盟各国について，SCG の決定権が及ぶ程度によって地方税をいくつかのカテゴリーに分類している。特に共有税については，配分比率を (1) SCG が決定できるケース，(2) 中央/連邦政府が変更できるが，SCG の同意が必要なケース，そして (3) 中央/連邦政府が一方的に変更できるケースに分類している。分類の詳細は**図表 3** の通りである。

この分類のどこまでを SCG の「自律的税源」に含めるかは恣意的判断によらざるを得ないが，税率および課税ベースのいずれについても SCG が決定権を持つものについては（**図表 3** の (a)），自律的税源と考えて問題ないであろう。また，税率と課税ベースのどちらか一方をコントロールできるならば，結果として税収全体を調整することができる。したがって，いずれかに決定権を持つよ

図表 3　OECD による SCG 税収の分類

(a)	税率と課税ベースの両方を SCG が決定。
(b)	税率のみ SCG が決定。
(c)	課税ベースのみ SCG が決定。
(d)	共有税
	d.1)　中央政府－SCG 間の配分を SCG が決定。
	d.2)　中央政府は SCG の合意を得て配分を変更できる。
	d.3)　配分は法律で担保され，（法律を変更することで）中央政府が単独で変更することができる。
	d.4)　配分は中央政府が毎年の予算編成の過程で決定。
(e)	税率と課税ベースの両方を中央政府が決定。

出所：OECD（1999），p.11。

うな税（**図表 3** の（b）および（c））も自律的税源と考えられる。共有税の中では，SCG が配分を決定できるようなケース（**図表 3** の（d.1））では，収入をある程度コントロールできる。ただし，中央/連邦政府の決定する共有税の税率・課税ベースによる制約を超える税収を得ることはできず，これが上限ということになる。その意味では，自律性の程度は（a）（b）（c）に比べて落ちるだろう。配分の決定が中央/連邦政府に委ねられるケースであっても，その変更に SCG の同意が必要とされる場合には（**図表 3** の（d.2）），ある程度の自律性が担保されていると言える。これに対して，中央政府によって配分が一方的に変更されてしまうような共有税（**図表 3** の（d.3）（d.4））は，SCG の自律性はほとんど担保されていない。

Stegarescu（2005）は，この分類を用いて 2 通りの自律的税収概念を提示している。すなわち，ひとつは（a）から（c）のみを含むものであり，もうひとつは共有税の一部，すなわち（d.1）（d.2）までを含むものである。さらに，これらを用いて収入（税収）の分権化の程度を表す指標を計算している。

$$\mathrm{TDec1} = \frac{(\mathrm{a})+(\mathrm{b})+(\mathrm{c})}{\text{一般政府の税収}} \tag{1}$$

$$\mathrm{TDec2} = \frac{(\mathrm{a})+(\mathrm{b})+(\mathrm{c})+(\mathrm{d.1})+(\mathrm{d.2})}{\text{一般政府の税収}} \tag{2}$$

これらの数値は，政府部門全体の税収のうち，SCG の収入となりかつ SCG がある程度裁量的に調整することのできる部分の割合を示している。全ての税の税率・課税ベースを中央/連邦政府が決定し，税収の一部が SCG へと一方的に配分されるような，極端に中央集権的なシステムでは，これらの指標はともにゼロとなる。他方，全ての税金が SCG によって裁量的にコントロールされ，その中から一部が中央政府に移転されるような極端に分権的なシステムでは，分母と分子は一致し，指標は 1 となる。

本稿の執筆時点では，OECD は Fiscal Decentralization Database(5) において**図表 3** よりさらに細かい分類で，1995 年から 2011 年までのデータを公開している(6)。本稿では，最新の 2011 年のデータを用いて収入・税収サイドの分権化指数 TDec1 および TDec2 を計算した(7)。

図表 4 から明らかなように，税収面の分権化の程度は国によって大きく異なっている。連邦制をとるカナダやスイスは，一般政府の税収のうち 40 パーセント前後が SCG によって裁量的にコントロールされている。これは，これらの国において SCG の支出決定における自由度がかなりの程度保証されている可能性を示唆している。また，両国において TDec1 と TDec2 の数値がほとんど変わらないという事実も，これらの国における SCG の自律性の高さを示している。これらの国に続いて，同じく連邦制を採用するアメリカなどが比較的高

い数値を記録している。

一方で，オーストリア，ベルギー，メキシコは形式的には連邦制を採用しているが，これらの国の SCG が裁量的に調整できる税収は中央集権国家の SCG と比べてそれほど多くはない(8)。反対に，デンマーク，フィンランド，スウェーデンの SCG は，これらの国が公式には中央集権国家であるにもかかわらず, 連邦国家の SCG に比肩する収入の自律性を保持している。

ドイツとスペインは，共有税を含めるか否かによって評価が大きく異なる点が特徴である。ドイツは, 一部の共有税も含めた広義の指標でみると，一般政府税収の 30 パーセント近くに SCG の裁量が及ぶことになるが，共有税を排除するとその数値は 5.4 パーセントまで落ち込み，中央集権体制の国々とほとんど変わらない評価になる。スペイ

図表4　税の分権化（2011）

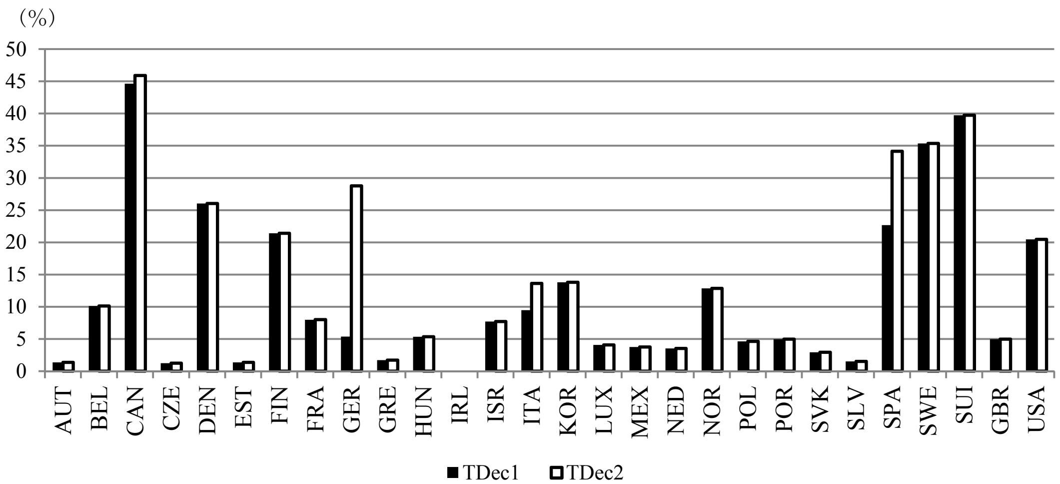

出所：OECD Fiscal Decentralization Databaseより筆者計算。計算の詳細は**付録1**を参照。

図表5　支出シェアと税の分権化（2011）

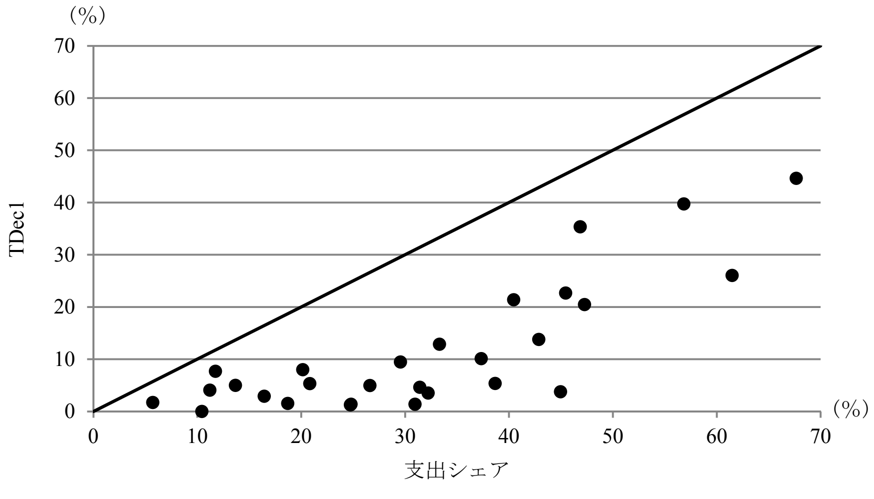

出所：OECD Fiscal Decentralization Databaseより筆者計算。

図表6　支出シェアと税の分権化指標（2011）

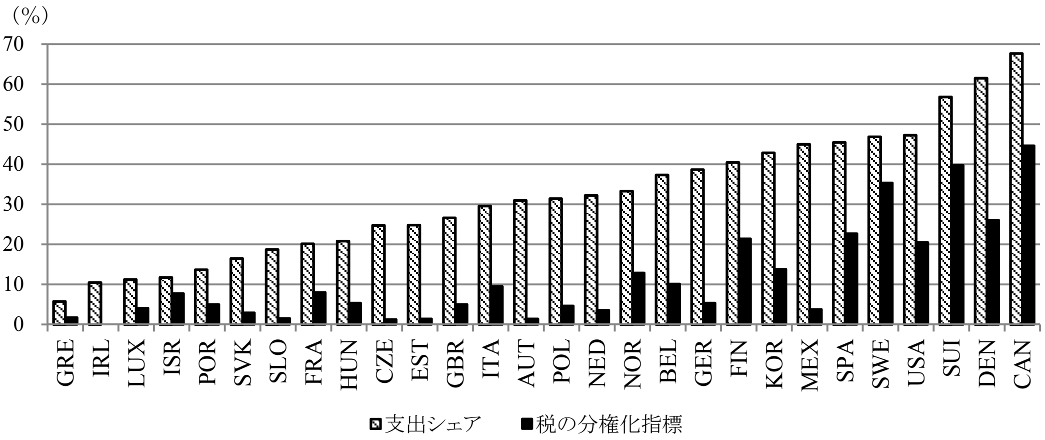

出所：OECD Fiscal Decentralization Database のデータ。
（注）支出シェアの順に並べている。

ンはドイツほど極端ではないが，共有税の有無によって 10 パーセント以上の違いがある。なお，この 2 国を除くと，共有税を含めるか否かによる指標の変化は比較的小さく，分権化の手段として共有税はあまり重視されていないと言えよう。そこで，本稿ではこれ以降，自律的税源として (a) から (c) のみを考えることとする。

果たして，SCG の収入面の自律性こそが支出における意思決定の委譲をよくとらえているのであろうか。この点を検討するために，従来の支出シェアと収入・税収の分権化指標の動きを比較してみよう。

図表 5 が示す通り，支出シェアと収入の分権化指標とはかなり異なる動きを見せている。サンプルに含まれるすべての国で，一般政府の税収に占める SCG の裁量の効く税収の割合は，一般政府の支出に占める SCG 支出の割合より小さい。すなわち，SCG の支出のうち，無視できない割合が SCG 自身でコントロールできない収入によってファイナンスされていることになる。したがって，税収・収入の自律性が支出の自律性の基礎であると考えるならば，従来用いられてきた支出シェアは支出の意思決定の分権化をかなりの程度過大評価していると言える。以上より，支出に関する意思決定の委譲の実態を的確に把握するのに，逆説的ではあるが収入サイドの分権化に注目することが役立つであろう。

さらに，支出シェアと税の分権化指標を並べた**図表 6** を見ると，同じような支出シェアの国でも税の分権化指標が大きく異なるケースも多くあり，両者が異なる情報を含んでいることを明確に表している。支出シェアの高い国に比べると，支出シェアの中位から低位の国々の間で税の分権化指標のばらつきが大きいように見える。すなわち，支出シェアの高い国々は総じて税の分権化指標も高く，極端に税の分権化が遅れている国は混在していない。それに対して，中位から低位の国については，同じような支出シェアであっても税の分権化指標のばらつきが大きいように見える。

実際に，支出シェアの平均（31.9%）と標準偏差（16.08%）によって全体を 4 つのグループに分け，それぞれのグループにおける税の分権化指標の標準偏差（対平均比）を見ると，そうした傾向が明確に表れている。たとえば，支出シェアの最も小さいグループでは，税の分権化指標の標準偏差は平均に対して 80 パーセントにも達するが，支出シェアが最大のグループでは 26 パーセントに過ぎない。これは，最上位のグループを除くと，支出シェアによる評価と税の分権化指標による評

価とが大きく乖離する可能性を示している。したがって，支出シェアが非常に高い国々を除けば，支出の分権化の程度を測る指標として支出シェアは多くのノイズ（見せかけの分権化，あるいは自律性を伴わない支出責任の委譲）を含んでいると考えられる。

収入シェアと税の分権化指標とはどのような関係にあるだろうか。**図表 8** が示すように，収入シェアについては，支出シェアのような連続的な変化（**図表 6**）は見られず，イタリア以前のグループとデンマーク以降のグループとで不連続な変化が生じているように見える。したがって，支出シェアのときのように全体を 4 つに分けることはせず，この 2 つのグループについて税の分権化指標のばらつきを見てみよう。

先程と同様に，各グループについて税の分権化指標の変動係数を計算すると，イタリア以前のグループでは 0.77，デンマーク以降のグループでは 0.47 となる。支出シェアの場合と同様に，収入シェアの中位から低位のグループにおいて，税の分権化指標による評価は大きくばらついている。これは，特にこれらの国において収入シェアと税の分権化指標による評価とが異なり得る可能性を示している。このことは，収入シェアの中位から低位のグループについて，税の分権化指標は収入シェアの捉えることのできない情報，すなわち自律性に関する情報を含んでいることを示している。

4. 収入面からのアプローチ (2)：支出の分権化指標

ここまでの議論は，支出の分権化の程度を表す

図表 7　税の分権化指標のばらつき（支出シェア別）

		支出シェア			
		＜15.8	＜31.9	＜48.0	48.0＝＜
税の分権化指標	平均（%）	3.7	4.1	14.9	36.8
	標準偏差（%）	3.0	2.9	10.1	9.6
	標準偏差/平均	0.81	0.72	0.68	0.26

図表8 収入シェアと税の分権化指標（2011）

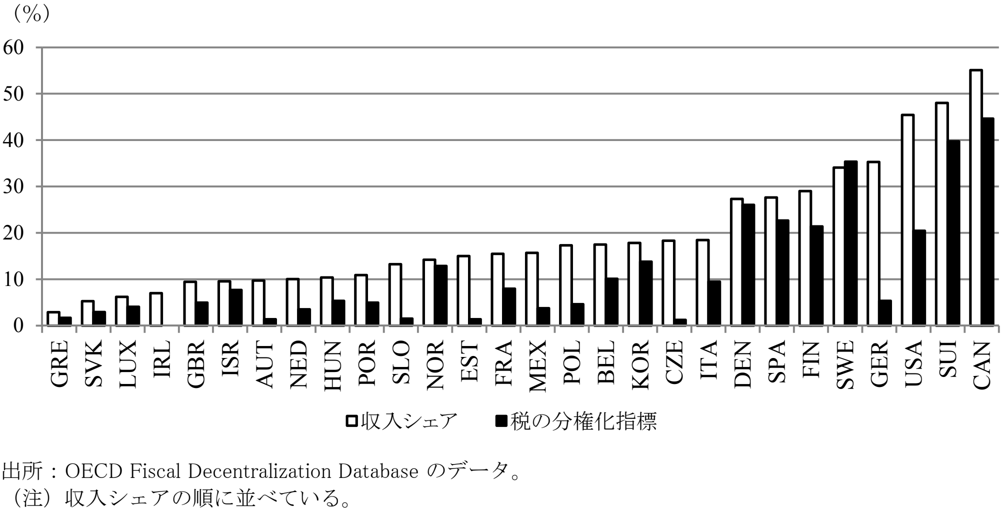

出所：OECD Fiscal Decentralization Database のデータ。
（注）収入シェアの順に並べている。

指標としては，従来の支出シェアよりも収入サイドの指標を用いることを支持するものである。しかし，そもそも従来の研究が支出シェアに注目したのは，公共財供給という政府部門の重要な機能が支出面に顕著に現れると考えたからであろう。そして，政府部門による公共財供給のうち，どれだけの割合が州政府や地方政府などの SCG によって供給されるかを，分権化の重要な側面と考えたのである。

確かに，前節で論じた税の分権化指標は収入・税収面の決定権の委譲をうまく表し，支出サイドの分権化と密接な関係にある。しかし，やはりそれは収入サイドの指標であって，支出の決定権の委譲を測るにはいくつかの問題を含む。

第 1 に，税の分権化指標は支出に関する決定権の委譲を過大評価する可能性がある。たとえば借入によって一般政府の支出が税収を超える場合には，仮に SCG の自律的税収と自律的支出が一致しているとしても，自律的税収が一般政府税収に占める割合は自律的支出が一般政府支出に占める割合を上回ってしまう。しかし，ここで分母を一般政府の税収ではなく支出とすれば，SCG の自律的支出が政府部門全体の支出に占める割合を近似することができる。そこで本稿では，自律的税収を一般政府の収入で除するのではなく，一般政府の支出で除することによって支出の分権化を捉えることを試みる。

$$\frac{\text{SCG の自律的税収}}{\text{一般政府の支出}} \cong \frac{\text{SCG の自律的支出}}{\text{一般政府の支出}}$$
$$= \text{支出の分権化} \qquad (3)$$

もちろん，実際には SCG の自律的支出が自律的税収と完全に一致することはないだろう。しかし，この指標を「政府部門の支出のうち SCG の自律的税収によってファイナンスされる部分の割合」とみれば，そして自律的税収によってファイナンスされる支出には SCG の意思がより強く反映されると仮定すれば，その値が高まることは支出の決定権の委譲の度合を近似的に表すと考えてよいだろう。

税の分権化指標を用いることの第 2 の問題は，支出の自律性を担保する収入源は自律的税のみではないということである。すなわち，前節で SCG による自律的調整が可能な税源として自律的税源を定義したが，これがそのまま支出の自律性を担保する収入に一致するわけではない。具体的には，自律的税収に加えて，一部の補助金収入が SCG による自律的な支出決定に寄与する可能性がある。

一般に補助金は中央/連邦政府によって供与されるものであり，その決定は SCG の裁量の範囲外である。SCG の意図で補助金の額を調整することはできない。したがって，SCG の資金調達面での自律性に貢献するとは考えにくい。一方で，支出の自律性という観点に立つと，一部の補助金の評価は変わってくる。補助金にはドナーによってその使途が決められている（earmarked）特定補助金と，使途の定めがなく（non-earmarked），ホストが自由に使途を決めることができる一般補助金とがある。後者については，その使途の決定が SCG に委ねられているため，SCG による支出の自律的決定にある程度寄与すると考えられる。収入サイドの分権化に注目した Stegarescu（2005）は，特定補助金については SCG の裁量が全く作用しないという点で自律的な「収入」に含めることはできないとしつつも，一般補助金についてはその使い方に制約がないという点に留意が必要であるとしている。

ところで，一般補助金は，その供与と額が中央/連邦政府の裁量に委ねられる（discretionary）ものと，法的に定められた（mandatory）ある程度固定的なものとがある。前者の場合，それが得られるかどうか，またどの程度の額の補助金が得られるかは連邦/中央政府の毎年度の予算編成過程で決まるため，事前には確定しない。したがって，これを資金源とした支出の決定は連邦/中央政府の裁量に大幅に影響されることになり，たとえ使途の定めがないとしても支出の自律的決定に貢献するとは言い難い。

他方，後者の場合，SCG がその額をコントロールすることはできないが，法的な裏付けを持って

図表 9　補助金の分類

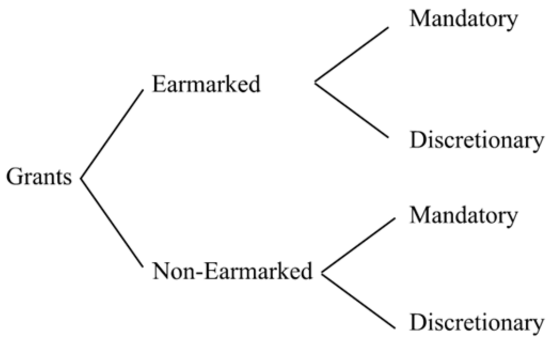

出典：Blöchliger and King（2006），p.21, Figure 3 を改変。

おり, 連邦/中央政府によって一方的に打ち切られたり, 減額されたりすることはない。その意味で, 短期・中期の予算計画に組み込むことができるものであり，相当程度支出決定の自律性に寄与すると考えられる。実際，Blöchliger and King（2006）によれば，OECD は共有税からの収入を「税収」と「補助金」に分類する際に，収入保証（revenue security）的な性質の有無を重要な判断基準としている。すなわち, ある税収を中央/連邦政府と SCG の間で配分するとき，SCG が変動リスクを全て負担するような場合には共有税に分類し，決められた額を SCG がある程度恒常的に受け取れるような場合には補助金に分類している。逆に言えば, OECD データにおける mandatory grants は法的・制度的な裏付けによる「安定性」を有し，SCG の側からの予見可能性が高いものであることがわかる[(9)]。

以上より，支出の自律性を担保する収入源として，前節の自律的税源に加えて，法的・制度的裏付けを持ち，かつ使途の定めのない補助金（Non-Earmarked, Mandatory Grants，NEM 補助金）を考えることができる。したがって，(3) 式の分子に NEM 補助金を加えたものが, 支出の意思決定権の委譲，すなわち支出の分権化を表す指標ということになる。

$$\text{支出の分権化(EDec)} = \frac{\text{自律的税収＋NEM 補助金}}{\text{一般政府の支出}} \quad (4)$$

以下で，実際にこの比率を計算してみよう。税収については前節と同様に OECD Fiscal Decentralization Database の Table 1 を用いる。このデータベースは補助金のデータも含んでおり（Table 2），使途の定めの有無（earmarked or non-earmarked）および法的な義務の有無（mandatory or discretionary）によって，4 つのパターンに分類されている（**図表 9**）。本稿では，ここから使途の定めがなく，かつその供与と額が法律によって担保されている補助金（NEM 補助金）を抽出する。指標の計算方法について，より詳細な説明は**付録 3** を参照されたい。

最初に, 中央/連邦政府からの補助金の一部を加えることの意義を確認しておこう。本稿の支出の分権化指標（EDec）と前節で見た税の分権化指標（TDec）との大きな違いのひとつは, 分子に NEM 補助金を加えるか否かである。したがって，NEM 補助金を加えることで新たな情報が得られるかどうかが，この指標の有益性を評価するひとつの基準となる。

ところで，SCG の自律的意思決定の潜在的可能性を高めようとする中央/連邦政府は, 地方税における SCG の裁量の範囲を拡大するのみならず, 同時に SCG の裁量の効く補助金を増やすことも試みるかもしれない。そして，両者の相関が高い場合には, NEM 補助金を含めた指標は含めない指標とほとんど同様の動きを示すこととなり，追加される情報は限られてしまう。したがって，ここで両

者の相関を見てみよう。

図表 10 は，2002 年について各国における自律的税収と NEM 補助金（いずれも対一般政府支出比率）をプロットしたものである。OECD Fiscal Decentralization Database では，税収データと補助金データを同時に得られるのは 2002，2005，2008 の 3 年のみである。さらに，2005 年と 2008 年については補助金データのカバーする国が減少してしまう。そこで，ここでは両データが同時にカバーする国が最多となる 2002 年の数値を提示している[(10)]。図中の実線はそれぞれの平均値（自律的税収 12.4%，NEM 補助金 5.8%）を表している。

この実線によって，各国を以下の 4 つの類型に分けることができる。右上のエリアは税収と補助金収入の両面で支出決定の自律性が担保されていることを，左下のエリアはいずれにおいても自律性が担保されていないことをそれぞれ表す。一方，左上および右下のエリアは，税収と補助金収入とが補完関係にあることを表す。すなわち，税収の自律性の低さを高い NEM 補助金によって補完している（左上）か，高い税収の自律性が低い NEM 補助金を補っている（右下）。仮に自律的税収と NEM 補助金とが相関していれば，ほとんどの国が右上および左下のエリアに集まるはずだが，実際には半数近い国が右下・左上のエリアに位置している。相関係数も 0.12 と小さく，NEM 補助金を加えることで序列が変化する可能性を示唆している。

特に，左上のエリアの国々は税収を自らコントロールする余地は少なく，税収だけを見ていたら支出の分権化の程度は低いと評価されてしまう。しかし，他方で使途の制約がない補助金収入を多く確保できており，支出決定の自律性という観点からは必ずしも自律的税収比の高い国に劣っているとは言えない。こうしたタイプの分権化をも拾い上げることが，NEM 補助金を考慮した指標をつくることの意義であると言えよう。

図表 11 は，一般政府の支出に対する自律的税収の比率を計算したものと，さらに NEM 補助金を加えた比率を計算したものとを並列している。これによって，NEM 補助金を加えることで各国の支出サイドの分権化の評価がどのように変化するかを確認することができる。

自律的税収が突出して大きい 4 ヵ国（カナダ，スイス，デンマーク，スウェーデン）については，NEM 補助金の対一般政府支出比は小さく，それによって大きく評価が変わることはない。一方で，自律的税収で中間付近に位置する国々は，NEM 補助金について一定の傾向を持たない。オーストラリアやアイスランドのように NEM 補助金比の低い国もあれば，ベルギーや韓国，スペインのように，自律的税収に匹敵する NEM 補助金を確保し

図表10　自律的税収とNEM補助金（2002）

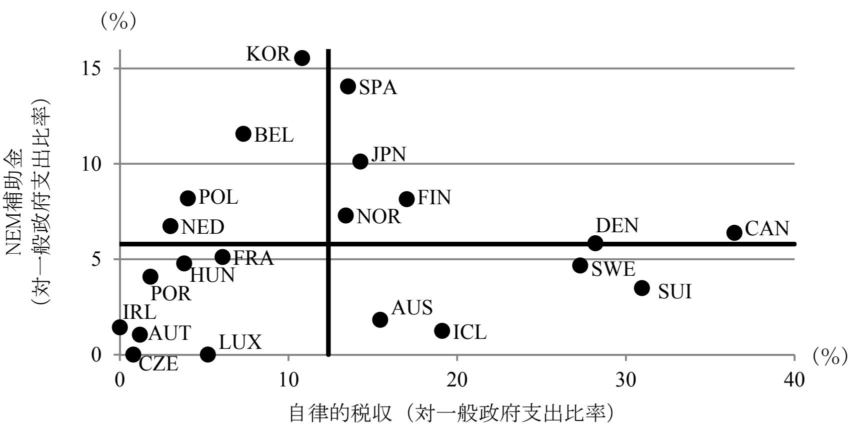

出所：OECD Decentralization Databaseより筆者計算。計算の詳細は**付録3**参照。

図表11　NEM補助金の効果（2002）

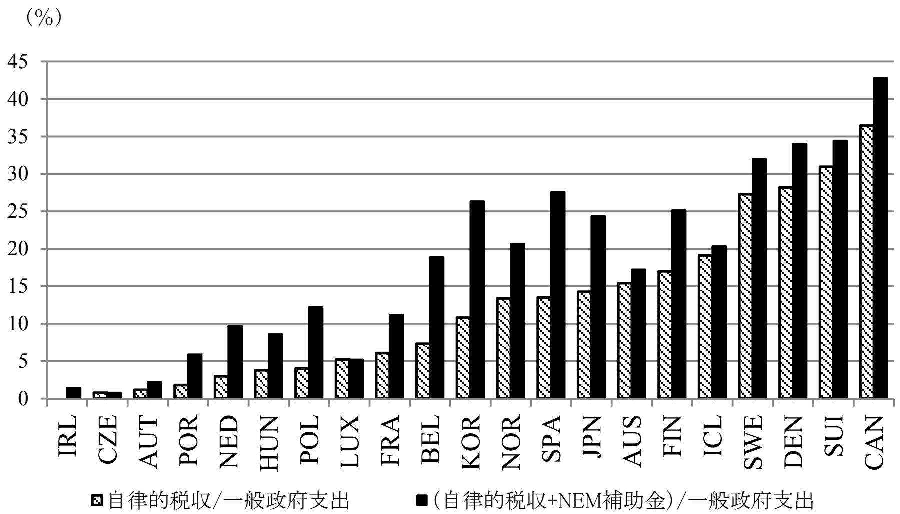

出所：OECD Fiscal Decentralization Databaseのデータ。
（注）自律的税収比率の順に並べている。

ている国もある。結果として，この層の国々の相対的位置関係は NEM 補助金を考慮することで大きく変わってくる。

それにもかかわらず，自律的税収比率で中間層に位置していた国々が，NEM 補助金によって上位グループまで躍進するようなことはない。これは，支出の分権化あるいは SCG の自律性を促進する手段の中心が，あくまで税源の移譲であることを示唆している。

ここで，各国における NEM 補助金の重要性の違いを見るために，支出の自律性のどの程度を NEM 補助金に依存しているかを計算してみる。すなわち，以下の式によって支出の分権化指標における NEM 補助金のシェアを計算する。

$$\frac{\text{NEM 補助金比率}}{\text{自律的税収比率}+\text{NEM 補助金比率}}=\frac{\text{NEM 補助金比率}}{\text{EDec}} \tag{5}$$

全ての国を平均すると，自律性のうちの 38 パーセント強を NEM 補助金に依存している。これを自律的税収の対一般政府支出比率と並列したのが**図表 12** である。NEM 補助金への依存度が高い国，すなわち NEM 補助金を考慮に入れることによって自律性の評価が大きく変わる国は，税収のみで自律性を見たときに中位から低位の評価を受ける国に集中していることがわかる。

また，自律的税収比率（対支出比）と NEM 補助金依存率の相関を見ると，－0.57 と負の相関を疑わせる値が得られる。すなわち，自律的税収にファイナンスされる支出の比率が低いほど，NEM 補助金を増額する傾向がある程度あると言える。したがって，自律的税収だけで見たときと比較して各国間の差が縮小される可能性がある。実際に，自律的税収のみの場合と NEM 補助金を加えた場合とで，それぞれ平均・標準偏差・変動係数を計算してみると（**図表 13**），平均の上昇に比較して標準偏差はそれほど拡大せず，結果として変動係数は明らかに低下している。

この結果は，**図表 10**（p.62）から読み取れる印象に反して，各国は自律的税源と NEM 補助金を補完的に用いて支出の自律性を担保する傾向があることを示している。したがって，支出の分権化

指標は税収の自律性のみを見る指標―たとえば税の分権化指標 TDec―とは違った動きを見せることになる。収入サイドの指標は，必ずしも支出サイドの分権化を代替できないのである。

従来の支出シェアとの関係を見てみよう（**図表14**）。一般政府支出に対する SCG の支出ではなく，SCG の自律的収入によってファイナンスされる支出の比率をみると，分権化の進展に対する評価は大きく変化する。税の分権化指標のときと同様に，支出シェアで見て中位から低位に位置する国々において，新しい指標によって評価の大きく変化する国とそうでない国とが混在するように見える。たとえば，オーストリア，チェコ，アイスランドの SCG は，サンプルの中では中間グループに属するほど多くの支出責任を負っているが，支出の自律性を支える収入にファイナンスされる割合は極端に小さく，支出の分権化指標で見ると最低の評価となる。この他にも，ハンガリー，ポーランド，オランダ，オーストラリアなどが大きくポジションを低下させている。一方で，高位の国々への影響は微細である。特に支出シェアが突出している 3 ヵ国（カナダ，デンマーク，スイス）については，支出の分権化指標でみてもそのポジションは変化せず，責任とともに収入権限が十分に委譲され，支出面での実質的な分権化が進んでいることが示唆される。

この点を数量的に確認するために，**図表 7** (p.59)

図表12　NEM補助金の貢献（2002）

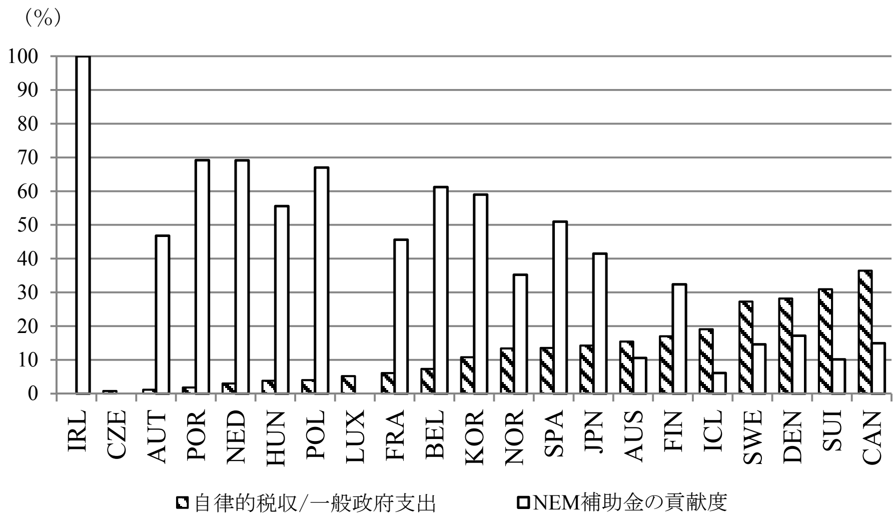

出所：OECD Fiscal Decentralization Databaseのデータ。
（注）自律的税収比率の順に並べている。

図表 13　自律的税収と NEM 補助金の補完性

	自律的税収 / 一般政府支出	自律的税収＋NEM 補助金 / 一般政府支出
平均（%）	12.3	18.2
標準偏差（%）	10.8	12.2
変動係数	0.87	0.67

図表14 支出シェアと支出の分権化指標

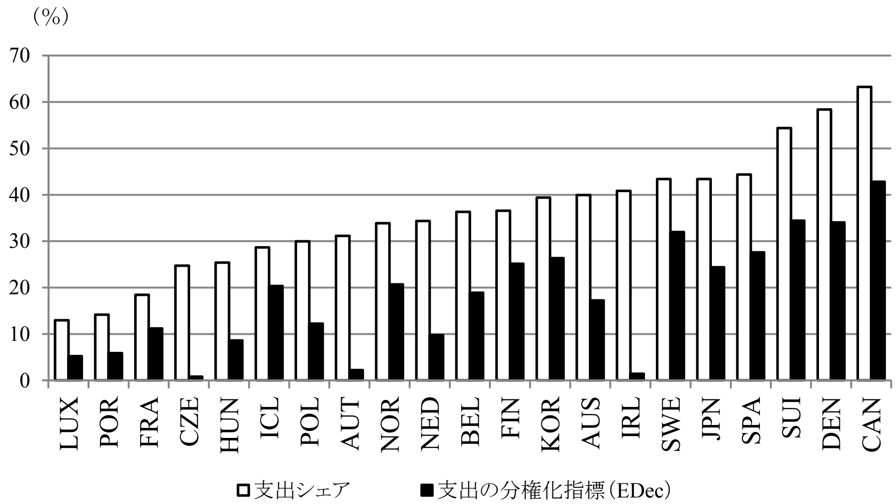

出所：OECD Fiscal Decentralization Databaseのデータ。
（注）支出シェアの順に並べている。

図表 15 支出の分権化指標のばらつき（支出シェア別）

		支出シェア（%）			
		＜22.7	＜35.9	＜49.1	49.1＝＜
支出の分権化指標（EDec）	平均（%）	7.4	10.7	21.6	37.1
	標準偏差（%）	3.2	7.9	9.4	5.0
	標準偏差/平均	0.44	0.74	0.43	0.13

と同様に支出シェアで全体を 4 つのグループに分け，それぞれのグループにおける EDec のばらつきを変動係数で見たものが，**図表 15** である。表から明らかなように，第 1 グループから第 3 グループまでの変動係数は最上位グループのそれに比較して圧倒的に大きい。したがって，やはりこれらのグループにおいて支出シェアによる評価がかなりのノイズを含むことが示唆される。一方で，自律的支出という観点から見ても，上位グループについては支出シェアがかなり信頼のおける指標であることもわかる。

さらに，支出シェアと自律的支出比率の変動係数を計算してみると，それぞれ 0.37 と 0.67 となり，後者のほうが倍近くばらつくことがわかる。すなわち，自律的支出シェアは支出シェアで拾うことのできない違い—SCG による支出決定の自律性の違い—を抽出することに成功していると言えるのではないだろうか。

5. 結語と展望

支出の分権化を測る指標として従来から用いられている支出シェアは，2 つの問題を抱えている。第 1 に，SCG による支出には中央/連邦政府から委託された業務･政策の代理執行が含まれるため，

支出シェアは SCG の意思決定の及ぶ範囲を過大評価してしまう。第 2 に，支出責任の委譲が中央/連邦政府の赤字対策として行われる場合，収入源の委譲が伴わないため，支出シェアの拡大が予算不足と相関してしまう。これは，意図せずして，支出シェアが SCG の予算不足を計測してしまう可能性を示唆する。

こうした問題に対処すべく，本稿は SCG の収入面に注目することで，SCG による支出の中から決定権を伴うものを取り出すことを試みた。具体的には，SCG の裁量の及ぶ収入によってファイナンスされる支出は，そうでない支出に比べて裁量的な決定が容易であると考え，SCG の自律的な収入の一般政府支出に対する比率を計算した。この指標は，同じく収入面に注目した OECD（1999）や Stegarescu（2005）に対して，以下の変更を加えたものである。

(1) 支出の自律性を担保する収入源として，自律的な税源のみならず，法的に定められた使途の定めのない補助金（non-earmarked, mandatory grants）を含めた。これは，あくまで収入の分権化を主眼とした OECD（1999）や Stegarescu（2005）と，支出の分権化の数値化を目的とする本稿の違いを反映させるための変更である。

(2) 分母を一般政府の税収・収入ではなく一般政府の支出とした。これは，借入による資金調達の分だけ支出が税収を上回ってしまい，税収を分母とした指標が支出の分権化を過大評価してしまうことを避けるためである。

新たな支出の分権化指標を計算した結果，以下のことが明らかにされた。

(1) 従来から用いられてきた支出シェアは，支出に関する決定権の委譲の度合いを測る指標としては必ずしも適切ではない。収入面を考慮し，SCG による意思決定の自律性を近似した指標（税の分権化指標，支出の分権化指標）と比較すると，無視できない大きさの乖離を持つ。支出シェアは，あくまで政府部門における SCG の相対的な規模を表すものとして用いるべきである。

(2) ただし，支出シェアが突出して高い国々については，支出シェアが支出の分権化の適当な代理変数となっている。実際，それらの国々は，収入面を考慮した指標によってもポジションを変えることはなく，いずれの指標で見ても上位を占めている。一方で，支出シェアで中間層に位置する国々は，収入サイドを考慮すると相対的ポジションが大きく変動する。また，支出シェアで下位に甘んじる国々は，我々の指標でもやはり下位にとどまる。また，下位層の中での相違が縮小することも注目すべき点である。以上の事実は，支出シェアが特に中間層の国々で見せかけの分権化を拾ってしまう可能性を示唆する。

(3) 財政の分権化を進める手段として，共有税はあまり重視されていない。共有税を「自律的税収」に含めるか否かによって評価が大きく変わるのは，ドイツとスペインのみである。その他の国々は，自律的税収や NEM 補助金と比較して，共有税による収入はマイナーである。

(4) 支出の分権化を進める手段としては，中央/連邦政府から SCG への税源の移譲と，NEM 補助金（中央/連邦政府が法的な義務を負い，かつ使途の定めのないタイプの補助金）の増額の 2 つがある。両者は補完的に用いられており，税源の移譲の不十分な国が NEM 補助金によって SCG の支出決定の自律性を担保する傾向がある。

(5) したがって，税源の移譲に注目した税の分権化指標に比べて，支出の分権化指標では各国間の評価の差が縮小する傾向がある。収入サイドの分権化と支出サイドの分権化は密接に関連しているが，分けて考えるべきである。

(6) 支出の分権化指標で上位に位置する国々は，SCG の自律性のほとんどを税源の委譲によって担保しており，NEM 補助金の貢献はわずかである。このことは，本格的な支出の分権化が，（NEM 補助金を通じてではなく）税

収における SCG の裁量権の拡大によってのみ実現されることを示唆している。

(7) 公式に連邦制を採用している国が，必ずしも支出サイドの分権化が進んでいるわけではない。一方で，中央集権体制を採用している国には，連邦国家と同程度に支出の分権化が進んでいる国もある。法的な（*de jure*）連邦国家と事実上の（*de facto*）連邦国家とは，少なくとも財政の分権化に関する限り完全には一致しない。

一方で，本稿の指標にはいくつかの改善可能な点もある。第 1 に，自律的税収と NEM 補助金収入を，支出の自律性への貢献において不完全代替とみなすこともできる。不完全代替である場合，両者を単純に合計するのは適当ではない。たとえば，補助金の貢献度が劣ると考えるならば，NEM 補助金に何らかのウェイトを乗じて自律的税収と足し合わせることで，自律的税収への依存度が高い国と NEM 補助金への依存度が高い国の評価に差をつけることもできるだろう。実際，いずれの指標でも上位に位置する国が NEM 補助金にほとんど依存していないことは，このような改善の方向性を示唆しているとも考えられる。

第 2 に，借入による資金調達を，支出の自律性に貢献する収入として考慮することも可能である。SCG による借入には何らかの制約が課されることが多く，その中には支出内容に対する制約が含まれる場合もある。しかし，ほとんど制約がない場合には，借入も支出の自律性にある程度寄与すると考えられる。また，制約を受けている場合でも，制約の強さ・内容によって自律性への貢献度が変わると考えることもできる。制約の内容に応じて借入にウェイトをかけて，自律的税収と NEM 補助金収入に足し合わせることで，支出の自律性をより正確に表すことができるだろう。

最後に，本稿では SCG の支出に関する決定権の法的な規定に触れることはせず，SCG の支出が結果としてどうなされているかという点にのみ注目した。しかし，これは前者の重要性を否定するものではない。どの程度の決定権・裁量権が法的に認められているか，あるいは制度的に担保されているかという，いわば「潜在的な分権化」は，むしろ結果としての分権化の前提である。そうした質的な側面も含め，支出の分権化を規定する要素は複数あると考えられる(11)。本稿で提示した指標は，そのうちのひとつの側面をとらえていると理解するべきであろう。

付録 1　税の分権化指標の計算

OECD による Fiscal Decentralization Database の Table 1 では，**図表 3** のカテゴリーに従って各国 SCG の税収が分類されている（1995，2002，2005，2008，2011）。ただし，そこでは各カテゴリーに属する税収が SCG の全税収に占める割合が示されているのみである。最初に，ここから各国 SCG の自律的税収が SCG の全税収に占める比率を計算した。

$$\mathrm{TAuto1} = \frac{(\mathrm{a})+(\mathrm{b})+(\mathrm{c})}{\text{SCG の全税収}} \tag{6}$$

$$\mathrm{TAuto2} = \frac{(\mathrm{a})+(\mathrm{b})+(\mathrm{c})+(\mathrm{d.1})+(\mathrm{d.2})}{\text{SCG の全税収}} \tag{7}$$

さらに同データベースの Table 9 には，各国 SCG の税収と一般政府の税収とが時系列で提供されている。ここから，SCG の税収と一般政府の税収の移動平均（5 年間）をとり，SCG の税収が一般政府の税収に占める比率を計算した。税収は景気循環といった短期的サイクルの影響を受けるため，各年の数値をそのまま用いるより移動平均をとるほうがより安定した数字が得られると判断した（TAuto1およびTAuto2については連続的にデータが提供されていないため，移動平均をとることができない）。

最後に，TAuto1 および TAuto2 と SCG 税収/一般政府税収をかけることで，一般政府税収に占める SCG の自律的税収の比率，すなわち税の分権化指標 TDec1 および TDec2 を計算した。

$$\mathrm{TDec1}=\frac{\text{(a)〜(c)}}{\text{SCG の全税収}}\times\frac{\text{SCG の全税収}}{\text{一般政府の税収}}$$

$$=\mathrm{TAuto1}\times\frac{\text{SCG の全税収}}{\text{一般政府の税収}} \tag{8}$$

$$\mathrm{TDec2}=\frac{\text{(a)〜(d.2)}}{\text{SCG の全税収}}\times\frac{\text{SCG の全税収}}{\text{一般政府の税収}}$$

$$=\mathrm{TAuto2}\times\frac{\text{SCG の全税収}}{\text{一般政府の税収}} \tag{9}$$

付録 2　連邦国家における州政府と地方政府の扱い

州政府（state governments）と地方政府（local government）を切り離して集計している国(12)については，単純に両者の支出を合計することで SCG 全体の支出とした。本来は，州政府の支出から地方政府への移転支出を除いたものと，地方政府の支出から州政府への移転支出を除いたものとを合計し，SCG 全体の支出とすべきである。しかし，補助金データがドナーを特定できる形で提供されておらず，収入サイドで州政府－地方政府間の移転を相殺することができないため，これと整合性をとる形で支出サイドも単純合計を採用した。

付録 3　支出の分権化指標の計算

支出の分権化指標は，一般政府支出に対する自律的税収の比率と NEM 補助金の比率の和として求められる。一般政府支出に対する自律的税収の比率は次のように計算した。

$$\frac{\text{自律的税収}}{\text{一般政府支出}}=\frac{\text{自律的税収}}{\text{SCG の全税収}}\times\frac{\text{SCG の全税収}}{\text{一般政府支出}} \tag{10}$$

右辺の最初, 自律的税収の SCG の全税収に占める割合は, 上で TDec を計算したときと同様に Fiscal Decentralization Database の Table 1 から得ることができる。ただし，対象年のデータのみで時系列で連続的に提供されていないため，移動平均を計算することはできない。一方，右辺の 2 つ目については，分子（SCG の税収）は同データベースの Table 16 から，分母（一般政府支出）については Table 5 から得ることができる。それぞれ 5 年間の移動平均をとり，SCG の税収の一般政府支出に対する比率を計算した。

NEM 補助金の比率については次のように計算した。

$$\frac{\text{NEM 補助金}}{\text{一般政府支出}}=\frac{\text{NEM 補助金}}{\text{補助金収入}}\times\frac{\text{補助金}}{\text{GDP}}\times\frac{\text{GDP}}{\text{一般政府支出}} \tag{11}$$

右辺最初の 2 つ，すなわち NEM 補助金が SCG の補助金収入に占める比率と SCG の補助金収入の対 GDP 比率については，OECD Fiscal Decentralization Database の Table 2 Grants revenue of sub-central governments by type of grants から入手できる。ただし，各年毎の比率のみが掲載されているので，移動平均をとることはできない。

一方，GDP と一般政府支出については，Table 4 および Table 5 の各年の数値を用いてそれぞれ 5 年間の移動平均を計算し，比率を求めた。

注

＊　本稿の作成において，レフェリーの方から有益なコメント・提案をいただいた。記して謝意を表したい。

(1)　代表的な実証研究の概要は岩村（2015）を参照。

(2)　たとえば Baskaran (2010), De Mello (2000), Neyapti (2010), Rodden (2002) は，財政規律の説明変数として支出シェアを含めている。

(3)　ここでは 2011 年の数値のみ示しているが，2000 年以降は共通して同様の傾向が見られる。

(4)　GFS にはタイプ別の支出データがある。そこで，各国の法制度から, SCG の自律的意思決定に基づくタイプの支出を特定することができれば, GFS データと併せて自律的支出を特定することができるだろう。しかし，各国の法制度を比較可能な形で統合し，規準化する試みはいまのところなされていない。

(5)　OECD Fiscal Decentralization Database http://www.oecd.org/tax/federalism/oecdfiscaldecentral isationdatabase.htm

(6)　ただし毎年ではない。本稿執筆現在，1995，2002，2005，2008，2011 の 5 年間のみ公開されている。

(7)　計算方法の詳細については**付録 1** 参照。

(8)　ベルギーは連邦制の歴史が浅く，その点は考慮すべきかもしれない。

(9)　ただし，Blöchliger and King (2006) は，mandatory grant が discretionary grant と比較したときにどの程度安定的かは，実証的な問題であるとも言っている。これは，制度・法律そのものの安定性とも関連し，さらに制度・法律の変更がどの程度許容されるかという文化的背景とも関係してくるだろう。本稿ではそこまで踏み込むことはせず，さしあたり mandatory grants は SCG にとって中長期的に安定的な収入源であるとして議論を進める。

(10)　OECD のデータベースには，代表的連邦国家であるドイツとアメリカの補助金データが存在しない。そのため，以降の分析においてこの両国がサンプルから外れてしまう。

(11)　多くの実証研究が「連邦制」が経済成長等に与える影響を検証しているが，説明変数としての連邦制には様々な代理変数が用いられている。Blume and Voigt （2011）は，「連邦制」を規定する複数の要素を主成分分析によって明らかにしている。その中には，本稿で議論した支出の分権化も含まれている。

(12)　本稿のサンプルでは，オーストリア，ベルギー，メキシコ，スペイン，スイスがこれに該当する。

参考文献

Asatryan, Z., Feld, L. P., & Geys, B. (2012). “Partial Fiscal Decentralization and Sub-National Government Fiscal Discipline: Empirical Evidence from OECD Countries,” *Public Choice*, 163(3-4), 307-320.

Baskaran, T. (2012). “Tax Decentralization and Public Deficits in OECD Countries,” *Publius: The Journal of Federalism*, pjr051.

Baskaran, T. (2010). “On the Link between Fiscal Decentralization and Public Debt in OECD Countries,” *Public Choice*, 145(3-4), 351-378.

Blöchliger, H. and King, D. (2006). “Fiscal Autonomy of Sub-Central Governments,” *OECD Working Papers on Fiscal Federalism*, No.2.

Blume, L., & Voigt, S. (2011). “Federalism and Decentralization—a Critical Survey of Frequently Used Indicators,” *Constitutional Political Economy*, 22(3), 238-264.

Brennan, G., & Buchanan, J. M. (1980). *The Power to Tax: Analytic Foundations of a Fiscal Constitution*, Cambridge University Press.

De Mello, L. R. (2000). “Fiscal Decentralization and Intergovernmental Fiscal Relations: a Cross-Country Analysis,” *World Development*, 28(2), 365-380.

Ebel, R. D., & Yilmaz, S. (2002). “On the Measurement and Impact of Fiscal Decentralization,” *World Bank Policy Research Working Paper*, 2809.

Eyraud, L., & Lusinyan, L. (2013). “Vertical Fiscal Imbalances and Fiscal Performance in Advanced Economies,” *Journal of Monetary Economics*, 60(5), 571-587.

Foremny, D. (2014). “Sub-National Deficits in European Countries: The Impact of Fiscal Rules and Tax Autonomy,” *European Journal of Political Economy*, 34, 86-110.

McKinnon, R. I. (1997). “Market-Preserving Fiscal Federalism in the American Monetary Union,” *Macroeconomic Dimensions of Public Finance: Essays in Honour of Vito Tanzi*, 5, 73.

Neyapti, B. (2010). “Fiscal Decentralization and Deficits: International Evidence,” *European Journal of Political Economy*, 26(2), 155-166.

OECD (1999). “Taxing Powers of State and Local Government,” *OECD Tax Policy Studies*, No.1.

Rodden, J. (2002). “The Dilemma of Fiscal Federalism: Grants and Fiscal Performance around the World,” *American Journal of Political Science*, 670-687.

Rodden, J., Eskeland, G. S., & Litvack, J. I. (2003). *Fiscal Decentralization and the Challenge of Hard Budget Constraints*. MIT Press.

Stegarescu, D. (2005). “Public Sector Decentralisation: Measurement Concepts and Recent International Trends,” *Fiscal Studies*, 26(3), 301-333.

Tiebout, C. M. (1956). “A Pure Theory of Local Expenditures,” *The Journal of Political Economy*, 416-424.

岩村英之（2015）「分権化と地方政府の財政規律：実証研究の再検討」，『国際学研究』第 48 号，65-78。